

第2節 特許庁	402
1. 審査体制整備のための取組	402
1. 1. 世界最速・最高品質の知財システムの構築に向けた取組	402
1. 2. 出願人のニーズに応じた特許審査の実現に向けた取組	402
2. 国際的な取組	403
2. 1. 国際的な制度調和及び国際協力等に関する取組	403
2. 2. 知的財産保護のための取組	406
3. 知的財産活動の活性化のための取組	406
3. 1. 中小企業等に対する支援	406
3. 2. 大学等に対する支援	410
3. 3. 知財活用全般に対する支援	411

第2節 特許庁

1. 審査体制整備のための取組

1. 1. 世界最速・最高品質の知財システムの構築に向けた取組

出願内容の高度化・複雑化、先行技術文献調査の対象となる蓄積文献数の増加等、特許審査における審査処理の負担が年々増加している。こうした中、特許庁では、迅速かつ確かな審査を行うため、先行技術文献調査の外注の活用、必要な審査官の確保等の様々な取組を着実に実施することにより、審査体制の整備や審査の効率化を図ってきた。2022年度の先行技術文献調査の登録調査機関への発注件数は14.3万件である。また、近年の外国語特許文献割合の増加や外国語特許文献の調査の重要性の高まりに対応するため、2013年度から、登録調査機関による先行技術文献調査の範囲を日本語特許文献に加えて外国語特許文献にまで拡張しており、2022年度は発注件数14.3万件のうち、7.3万件で英語特許文献検索、1.5万件で中韓語特許文献検索、3千件で独語特許文献検索を行った。調査結果については、審査効率を最大限向上させるべく検索者から審査官に口頭で説明しているところ、コロナ禍を受けて推進していたオンラインでの説明が、2022年度には定着し、ほぼ全案件を対象に実施された。オンラインでの説明は、時間や場所の制約が少なく、先行技術文献調査事業の更なる効率化につながっている。

特許審査の質の維持・向上に対する社会的要請は非常に強く、特許庁では、2014年に公表した「特許審査に関する品質ポリシー」及び「特許審査の品質管理に関するマニュアル」（2014年に初版を公表、2022年7月に改訂）に沿った品質管理を通じて、特許審査を的確に実施し、世界最高品質の特許審査の実現を目指している。また、2014年度からは、経験豊富な審査官からなる約100名の品質管理官を配置し、特許審査の一連のプロセス（本願理解、先行技術文献調査、対比判断、通知書の作成）を対象とした品質監査等の様々な特許審査の品質管理の取組を実施するとともに、外部有識者からなる「審査品質管理小委員会」を設け、品質管理の実施体制・実施状況についての評価及び改善提言を受けた見直しを随時行う等、特許審査の質の維持・向上に常に取り組んでいる。

第四次産業革命と呼ばれる大量のデータとAI（人工知能）を活用する技術革新への期待が高まっている。この状況を踏まえ、AI関連発明に対する特許審査の透明性、予

見可能性の向上や、対外発信を目的として作成されたAIに関する特許審査事例を、各種説明会等を通じてユーザーに広く周知した。

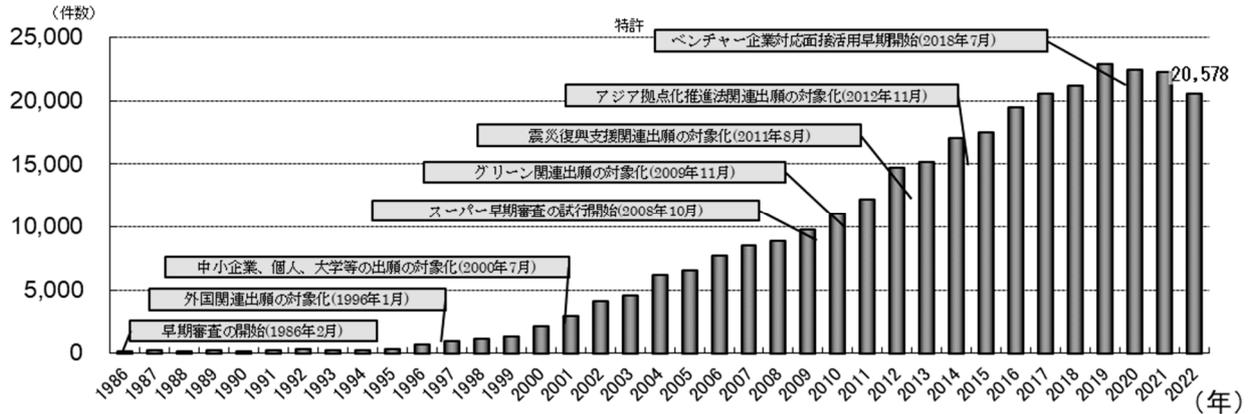
さらに、AI関連技術は代表的な融合技術であり、その審査においてはAIに関する技術水準の把握のみならず、様々な技術分野におけるAIの応用状況などを的確に把握する必要がある。そこで、特許庁は、2021年1月に、AI関連発明について、より効率的かつ高品質な審査を行う環境を整備するために、各審査部門の担当技術分野を超えて連携するAI審査支援チームを発足させた。AI審査支援チームでは、最新のAI関連技術に関する知見や審査事例の蓄積・共有及び関連する特許審査施策の検討等を行っている。AI担当官は、AI関連発明に関する審査の“ハブ”として、各審査部門の知見を集約し、AI審査支援チーム外の審査官からの相談に応じるだけでなく、審査官向けの研修を実施することで、効率的かつ高品質な審査の実現に向けた支援を行っている。

1. 2. 出願人のニーズに応じた特許審査の実現に向けた取組

特許庁では、一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う早期審査制度を実施している。2022年の早期審査の申請件数は20,578件であり、増加傾向にある（参照：図1）。早期審査制度を利用した出願の2022年の一次審査通知までの期間の平均は、早期審査の申請から平均2.3か月となっており、制度を利用しない出願と比べ一次審査通知までの期間が大幅に短縮されている。

早期審査制度では、既に実施又は2年以内に実施予定の発明に係る出願（実施関連出願）や、外国にも出願している出願（外国関連出願）、また、個人、中小・ベンチャー企業や、研究成果の社会への還元が期待される大学・TLO、公的研究機関からの出願を対象としているほか、環境関連技術に関する出願（グリーン関連出願）についても試行的に対象としている。2011年8月からは、企業活動に必要な技術を早期に保護し活用可能とすることで、震災からの復興を支援するため、被災した企業、個人等の出願（震災復興支援関連出願）も早期審査の対象に加えている。また、2012年11月からは、グローバル企業の研究開発拠点等の我が国への呼び込みを推進するために施行された「特

図1 早期審査申立件数の推移



定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（アジア拠点化推進法）」に基づく認定を受けた研究開発事業の成果に係る発明についても、試行的に早期審査の対象に加えている。

また、2008年10月からは、通常の早期審査よりも更に早期に審査を行うスーパー早期審査制度を試行している。スーパー早期審査制度を利用した出願の2022年の一次審査通知までの期間の平均は、スーパー早期審査の申請から平均0.6月（国内移行した特許協力条約に基づく国際出願については平均1.4月）となっている。

審査官と出願人又はその代理人との間において、円滑な意思疎通を図るとともに、審査の効率化にも資するため、面接を実施している（2022年実績：1,712件）。面接の形態としては、地方の中小・ベンチャー企業、大学・TLO等を対象に、全国各地の面接会場に審査官が出張し、審査官と出願人とが直接面会して出願や技術内容等に係る相談を行う出張面接（2022年実績：23件）や、Webアプリケーションを利用したオンライン面接も実施している（2022年実績：1,227件）。なお、出張面接は、2017年7月に開設した独立行政法人工業所有権情報・研修館近畿統括本部（INPIT-KANSAI）も会場としている。

さらに、近年、企業活動のグローバル化や事業形態の多様化に伴い、企業では事業戦略上、複数の知的財産権を群として取得し活用することが重要になってきている。そこで、国内外の事業で活用される複数の知的財産権（特許・意匠・商標）の包括的な取得を支援するために、各分野横断的に事業展開の時期に合わせて審査・権利化を行う「事業戦略対応まとめ審査」を2013年4月より開始した（2022年実績：11件（対象とされた特許出願は126件、意匠登録出願は13件、商標登録出願は3件）。「事業戦略対応ま

まとめ審査」では、事業説明・面接等を活用し、事業の背景や、技術間の繋がりを把握した上で審査を行う。また、出願人が希望するタイミングでの権利化を支援するため、事業説明・面接・着手のスケジュールを調整しながら審査を進めることとしている。

2. 国際的な取組

2. 1. 国際的な制度調和及び国際協力等に関する取組

（1）知的財産制度・運用の調和

出願人が同一出願を複数国に行う場合の利便性を向上させるため、世界知的所有権機関（WIPO）や各国特許庁と協力して知的財産制度・運用の更なる調和に努めている。

五庁（IP5）会合は、日米欧中韓の知的財産庁によって2007年に創設された枠組み。特許分野における制度運用調和、審査結果の相互利用、審査の質の向上、特許情報サービスの改善等の課題について、長官・副長官レベルの会合のほか、実務者で構成される作業部会等にて継続的に検討をしている。IP5は、2012年以降、IP5ユーザーともハイレベル及び実務者レベルでの会合を開催し、意見交換を実施している。

2023年6月、第16回IP5長官会合を米国特許商標庁（USPTO）のホストにより米国のホノルルで開催し、気候変動問題に対する知財の役割と、当該分野におけるIP5の協力の在り方について議論した。また、日本国特許庁がリードするAI関連発明に係るIP5の審査実務に関する資料収集プロジェクトの成果物として、IP5の法律・審査基準・審査事例等をまとめた比較表が承認されるとともに、今後この表の詳細化について議論していくことに合意した。さらに、持続可能な未来に向けた新たなIP

5 ビジョンにも合意した。

I P 5 長官・ユーザー会合もあわせて開催され、気候変動関連技術に関する I P 5 と I P 5 ユーザー団体との連携の強化について意見交換が行われた。

意匠五庁（I D 5）会合は、日米欧中韓の意匠登録出願を扱う知的財産庁によって 2015 年に創設された枠組み。意匠分野における五庁間の国際協力を推進することを目的として、年 2 回の定期会合の開催やプロジェクト形式による相互協力の取組を行っている。

2022 年 10 月、第 8 回 I D 5 年次会合を欧州連合知的財産庁（E U I P O）のホストにより、ベルギーでの対面開催とオンラインのハイブリッド形式で開催した。今次会合では、既存の協力プロジェクトの成果と今後の方針の承認、新規協力プロジェクトの採択のほか、ユーザーセッションを開催した。

「新規性審査におけるインターネット情報の証拠性に関する研究」では、I D 5 で初めての推奨実務文書が採択され、本成果の公表に合意した。「公表の延期」、「意匠権侵害の救済」、「保護期間」の各プロジェクトにおいても同様に、協力の成果である最終報告書の公表に合意した。さらに、各庁における意匠登録表示制度の比較調査を行うとともに、将来の五庁共通登録意匠マークの策定・運用導入も視野に入れた「登録意匠に係る表示」の他に、「メタバースにおけるデザイン保護」等を新たな協力プロジェクトとして採択した。

商標五庁（T M 5）会合は、日米欧中韓の商標登録出願を扱う知的財産庁によって 2011 年に創設された枠組み。各国企業の商標が世界各国で適切に保護、活用される環境整備を図ることを目的として、年 2 回の定期会合や各種プロジェクトを通じた五庁間の協力を推進するほか、ユーザーを対象としたイベントも開催している。

2022 年 10 月、第 11 回 T M 5 年次会合を E U I P O のホストにより、ベルギーでの対面開催とオンラインのハイブリッド形式で開催した。今次会合は、T M 5 が 10 周年を迎える記念すべき会合であり、今後の目標を採択するとともに、各庁の最新状況の共有や、16 の協力プロジェクト及び 1 つの新規提案プロジェクトについて、成果を含む進捗状況の報告と今後の進め方などに関する活発な議論を行った。また、ユーザーセッションを開催した。

日本国特許庁がリードするプロジェクトのうち、「悪意

の商標プロジェクト」では、悪意の商標出願に関する報告書の改訂版、及び、拡充版事例集のダイジェスト版を公表することについて合意するとともに、T M 5 での取組の成果を広める啓発セミナーを定期的に開催すること、及び、2023 年 2 月にフィリピンでセミナーを開催することについて合意した。

（2）新興国等における知的財産制度整備の支援

日本国特許庁は、新興国との間で、多国間会合の場を活用した協力を進めている。

日 A S E A N 特許庁長官会合は、我が国と A S E A N 各国の知的財産庁によって 2012 年に創設された。年度ごとの日 A S E A N 知的財産アクションプランの策定・レビューを行い、A S E A N 諸国における知的財産権制度や審査手続の透明化及び効率化、知的財産権制度・運用の向上、ユーザーによる知的財産権制度の活用促進、知的財産の普及啓発等を促進するべく協議を行っている。

2022 年 8 月、第 12 回日 A S E A N 特許庁長官会合をマレーシアで開催し、「日 A S E A N 知財アクションプラン 2022-2023」を策定した。これにより、これまでと同様の協力に加え、A S E A N の研修機関である A S E A N I P アカデミーへの研修提供について合意した。加えて、東アジア・A S E A N 経済研究センター（E R I A）から、A S E A N 各国の A I ・ I o T 関連発明の特許審査運用に関する調査（第 2 期）と特許情報の活用状況に関する調査の中間報告がなされた。

また、2022 年 11 月に第 3 回日 A S E A N 特許専門家会合を開催し、日本国特許庁と A S E A N 各国の知的財産庁との間で、I o T 関連発明の審査実務や特許出願における誤訳の問題に関する知見を共有した。

（3）海外知財庁・関係機関との連携・協力

（ア）特許審査ハイウェイ

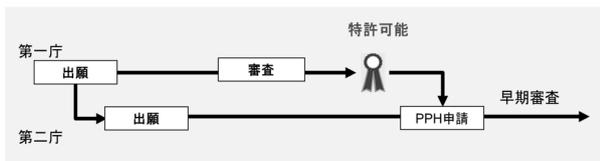
特許審査ハイウェイ（P P H）とは、第一庁（出願人が最初に特許出願をした庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第一庁とこの取組を実施している第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである（参照：図 2）。

2006 年 7 月に日本の提案により日米間で世界初の P P H の試行が開始されて以来、2023 年 3 月 31 日時点で 54

の知財庁で実施されている。PPH申請件数も2022年には約30,000件（2023年3月1日集計時点での暫定値）となり、累積申請件数は31万件を突破している。2023年3月31日現在、日本国特許庁は44の庁とPPHを本格実施若しくは試行しており、我が国から海外になされる出願の97%以上でPPHが利用可能となっている。

また、2014年1月から、多数国間の枠組みである「グローバル特許審査ハイウェイ（GPPH）」を17の庁間で開始している。従来二庁間の取組として、PPH MOTTA I N A I や P C T - P P H の よう に 複 数 種 類 存 在 する P P H が 選 択 的 に 実 施 され いた ところ、この枠組みに参加した知的財産庁の間では、国・地域によりどの P P H が 利用可能であるかを区別することなく、全ての P P H が 利用可能となる。2020年7月にチリ産業財産権庁が G P P H に 参加し、2022年3月31日現在、27の庁が G P P H に 参加している。

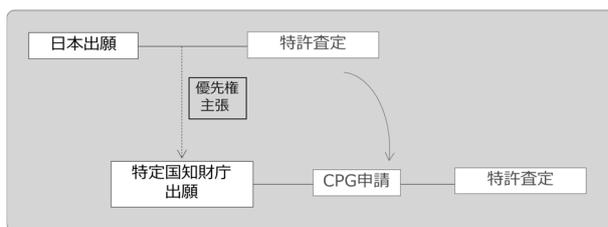
図2 特許審査ハイウェイ（PPH）の概要



(イ) 特許の付与円滑化に関する協力

特許の付与円滑化に関する協力（CPG：Cooperation for facilitating Patent Grant）とは、我が国で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、本協力を実施している特定国の知的財産庁において実質的に無審査で早期に特許が付与される枠組みである（参照：図3）。これにより、審査体制が十分に整備されていない国においても、日本国特許庁の審査結果を利用して迅速に特許を付与することが可能となる。日本国特許庁は本協力を、2016年7月からカンボジア工業科学技術イノベーション省（カンボジアにおいて特許・意匠を所管する知的財産庁に相当）、2016年11月からラオス知的財産局との間で開始した。

図3 特許の付与円滑化に関する協力（CPG）の概要



(ウ) 国際審査協力

経済活動のグローバル化に伴う、同一又は類似の発明が国をまたいで複数の庁に出願されるケースの増加、特許審査ハイウェイの拡大、特許庁間の情報ネットワークの発達等により、他庁の審査結果を日本国特許庁の審査官が利用する機会や、日本の審査結果が他庁の審査官に参照される機会は増加の一途をたどっている。国際審査協力は、このような状況の中、先行技術文献調査及び審査実務の相互理解に基づく特許審査のワークシェアリングの促進、日本国特許庁の審査実務・審査結果の他庁への普及、審査の質の高いレベルでの調和、特許分類の調和、日本国特許庁の施策の推進等を目的として、各国特許庁の審査官との直接の議論や、審査実務指導を行う取組である。2000年4月から2023年3月末までの累積で、短期又は中長期の派遣・受入れを、34の知的財産庁・組織と行っている。

2022年度は、新型コロナウイルス感染症により派遣・受入が困難な中で、全ての審査官協議及び一部の研修をオンラインにて実施し、一部の研修を現地への派遣形式で実施した。日本国特許庁の審査官計16名が審査官協議に参加した。また、日本国特許庁の延べ24名の国際研修指導教官が計260名のASEAN諸国の審査官に対して研修を提供し、当該国での適切な知的財産制度の整備や人材の育成の促進に取り組んだ。また国際研修指導教官は、産業財産権人材育成協力事業（JPO／IPR研修等）においても研修を提供している。

(エ) 日米協働調査試行プログラム

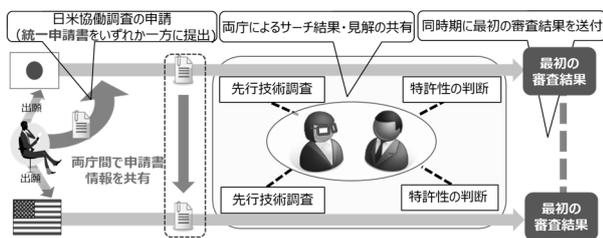
日米協働調査試行プログラムは、日米両国に特許出願した発明について、最初の審査結果を出願人に送付する前に、日米の特許審査官がそれぞれ先行技術文献調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が最初の審査結果を送付する取組であり、米国特許商標庁との間で2015年8月1日から試行を行っている（参

考：図4）。

この取組により、「日米の審査官が早期かつ同時期に審査結果を送付することで、ユーザーにとっての審査・権利取得の時期に関する予見性が向上する」、「日米の審査官が互いに同じ内容の一群の出願について先行技術文献調査を協働して実施することにより、より強く安定した権利をユーザーに提供することが可能となる」等の効果が期待される。

2017年7月31日まで2年間実施した第1期試行プログラムにおいては、試行期間中に67件の申請を受理した。また、2017年11月1日から最初の審査結果の発送までの期間短縮を目的とした新しい運用で3年間実施した第2期試行プログラムにおいては、83件の申請を受理した。そして、2020年11月1日から2年間の第3期試行プログラムを開始した。また、2022年11月には、いずれか一方の庁のみに統一申請書を提出すれば日米協働調査を利用することを可能とする、統一申請書を導入した。

図4 日米協働調査試行プログラムの概要



2. 2. 知的財産保護のための取組

二国間、多国間等の様々な枠組みを効果的に活用し、アジア諸国を中心に知的財産権の保護水準の向上に向けた制度の導入や運用の強化を要請するとともに、その実現に必要な体制整備のため、人材育成や情報化に対する支援を行っている。

また、企業活動に悪影響をもたらす模倣品問題の対策は急務であり、二国間協議を通じた相手国政府への模倣品対策強化の要請と協力、「諸外国の被害実態・制度運用等調査」の実施等の模倣品対策に必要な情報の収集・提供、税関職員向けの知的財産に関する研修に日本国特許庁の職員を講師として派遣するなど、取締機関との連携の強化をしている。一方、国内消費者向けに知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知する「コピー商品撲滅キャンペーン」を毎年度実施し、消費者の意識の啓発・改善も図っている。

2022年度は、カワソウをモチーフにしたイメージキャラクター「カワソちゃん」を新たに作成し、イメージキャラクターに合わせてキャッチコピーを「絶対買わないぞ！コピー商品」に刷新した。

3. 知的財産活動の活性化のための取組

3. 1. 中小企業等に対する支援

特許庁では、我が国の産業基盤を支えるとともに、地域経済の担い手として大きな役割を果たす中小企業や、新規産業の創出が期待されるスタートアップ企業等に対して「知財意識」から「海外展開」まで様々な施策を通じて総合的に支援している。

(1) 特許料・審査請求料等の減免措置

中小企業等の知財活動を活発化するため、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年5月30日法律第33号）に基づき、中小企業等を対象とした、審査請求料、特許料（1年～10年）、国際出願関連手数料の減免措置を講じている。

○特許料・審査請求料の減免措置

◇資力を考慮して定められた個人に対する特許料・審査請求料の免除又は半額軽減措置の2022年度の実績は以下のとおり。

- ・特許料（第1年分から第3年分）の減免：566件
- ・審査請求料の減免：1,030件

◇中小企業等に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置の2022年度の実績は以下のとおり。

- ・特許料（第1年分から第3年分）の軽減：18,056件
- ・審査請求料の軽減：26,943件

◇中小スタートアップ企業・小規模企業等（※）に対する特許料・審査請求料の3分の2又は4分の3軽減措置の2022年度の実績は以下のとおり。※福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業（4分の3軽減）を含む。

- ・特許料（第1年分から第3年分）の軽減：7,167件
- ・審査請求料の軽減：10,117件

◇大学等の試験研究機関に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置の2022年度の実績は以下のとおり。

- ・特許料（第1年分から第3年分）の軽減：6,616件
- ・審査請求料の軽減：8,884件

○国際出願関連手数料の減免措置

◇中小企業等に対するPCT国際出願に係る手数料の半額軽減措置・交付金交付措置の2022年度の実績は以下のとおり。

- ・送付手数料・調査手数料の軽減：1,898件
- ・予備審査手数料の軽減：82件
- ・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付：1,891件

◇中小スタートアップ企業・小規模企業等(※)に対するPCT国際出願に係る手数料の3分の2又は4分の3軽減措置・交付金交付措置の2022年度の実績は以下のとおり。※福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業(4分の3軽減・交付金)も含む。

- ・送付手数料・調査手数料の軽減：1,600件
- ・予備審査手数料の軽減：66件
- ・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付：1,583件

◇大学等の試験研究機関に対するPCT国際出願に係る手数料の半額軽減措置・交付金交付措置の2022年度の実績は以下のとおり。

- ・送付手数料・調査手数料の軽減：2,119件
- ・予備審査手数料の軽減：139件
- ・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付：2,062件

(2) 知財総合支援窓口

(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)では、中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランド、デザインなどの「知的財産」の側面から解決を図る地域密着型の支援窓口として、「知財総合支援窓口」を全国47都道府県に設置している。知財総合支援窓口では、企業経営におけるアイデア段階から製品化や海外展開といった事業活動上の様々な課題等に対し、経験豊富な窓口担当者によるアドバイスを受けることができる(2022年度実績：122,727件)。加えて、より専門的な内容の相談については知的財産の専門家である弁理士・弁護士を始めデザイナーや中小企業診断士等の様々な専門家とも協働し、さらに、よろず支援拠点や中小企業支援センター、自治体、商工会・商工会議所、下請かけこみ寺

を始めとする地域の中小企業支援機関と連携して、効率的・網羅的な支援サービスを提供している。

(3) 営業秘密・知財戦略に関する相談

イノベーション手法の変化や新興国企業の技術力向上に伴う産業構造のパラダイムシフトにより、企業が生み出した技術について、オープン・クローズ戦略を取り入れたより複雑かつ高度な知財戦略を策定することが重要となっている。こうした企業の知財戦略の複雑化や高度化への対応を支援するため、2015年2月2日、INPITに「営業秘密・知財戦略相談窓口」を設置し、中小企業等からの営業秘密・知財戦略に関する相談を受け付けている(参照：図5)。

「営業秘密・知財戦略相談窓口」と「関西知財戦略支援専門窓口」では、中小企業等において生み出された技術について、特許としての権利化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の具体的な知財戦略に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理手法、また営業秘密の漏えい・流出への対応等に関する相談に、経験豊富な企業OBや弁護士等の知財専門家が対応している。また、営業秘密の漏えい・流出に関する被害相談については警察庁と、サイバー攻撃など情報セキュリティに対する相談については独立行政法人情報処理推進機構(IPA)と連携するなど、関係機関と協力して対応している。さらに、全国にある知財総合支援窓口とも連携することにより、各地の中小企業等が気軽に専門家に相談することを可能にしている。2022年度は、営業秘密・知財戦略相談窓口では593件、関西知財戦略支援専門窓口では316件の相談に対応した。

(4) 海外展開に関する相談

企業等が海外で事業を展開する際には、刻々と変化するビジネスのステージに応じ、知的財産リスクへの対応や知的財産の活用等、知的財産全般のマネジメントが必要になる。海外展開を考えている企業等の海外展開を知的財産面実務の経験が豊富な民間企業出身の専門人材(海外知的財産プロデューサー)が企業等を訪問して面談で相談に対応する、無料のサービスを提供している(参照：図6)。

知的財産リスクへの対応、知的財産権の取得・管理・活用、海外企業への技術移転等、事業展開の各ステージに応

図5 営業秘密に関する相談対応

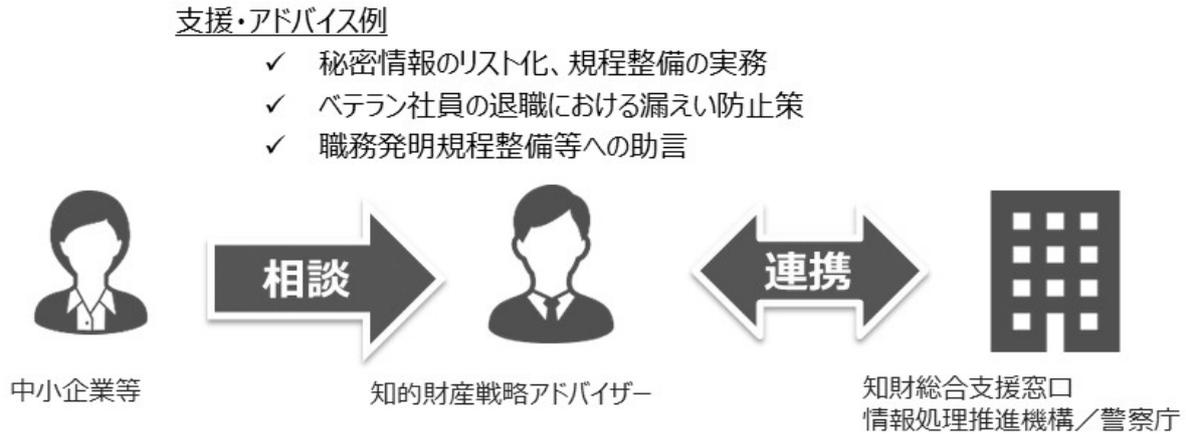
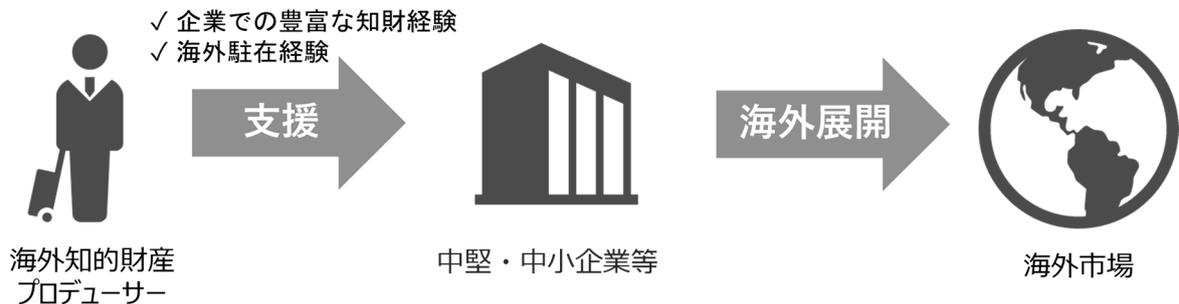


図6 海外展開に関する相談



じた知的財産全般の様々な事項に関して、上記専門人材の豊富な経験や知識に基づき、ビジネスの観点からアドバイスを行っている。I N P I Tの海外展開知財支援窓口及び関西知財戦略支援専門窓口という専門窓口において相談を受け付けており、2022年度は、それぞれ627件及び189件の相談に対応した。

支援内容をより充実したものとするため、全国の都道府県に設置されている知財総合支援窓口等のI N P I Tの他の窓口や他機関との連携を進めている。また、I N P I Tは、独立行政法人日本貿易振興機構（J E T R O）を事務局とする新輸出大国コンソーシアムにも、支援機関として参画している。

さらに、海外ビジネスにおける知的財産リスクやビジネスと知的財産の関係についての理解を深めるため、I N P I Tで開催するセミナーや他機関・企業等のセミナー等において上記専門人材が講演活動を行っている。

（5）外国出願支援事業（補助金）

中小企業における戦略的な外国出願を促進するため、都道府県等中小企業支援センター等及びJ E T R Oを通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業の外国出

願（特許、実用新案、意匠、商標）にかかる費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用）の一部を補助している。補助率は2分の1で、案件ごとの上限額は、特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円、冒認対策商標（※）30万円。1企業に対する上限額は300万円。2022年度は551件を支援した。

※冒認対策商標：悪意の第三者による先取出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願。

（6）中間手続支援事業（補助金）

中小企業における外国での特許の権利化を促進するため、J E T R Oを通じて、外国特許庁での「審査請求」や「中間応答」に要する費用の一部を補助している。補助率は2分の1で、1企業に対する上限額は、審査請求60万円、中間応答30万円。2022年度は16件を支援した。

（7）海外侵害対策支援事業（補助金）

中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、J E T R Oを通じて、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発の申請に係る代理人費用など

の一部を補助している。補助率は3分の2で、1企業に対する上限額は400万円。2022年度は11件を支援した。

海外で冒認出願され取得された権利等に基づいて中小企業等が知的財産侵害で訴えられた場合等の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟にかかる費用の一部を補助している。補助率は3分の2で、1企業に対する上限額は500万円。2022年度は1件を支援した。

異議申立や無効審判請求、取消審判請求など、冒認商標を取り消すためにかかる費用の一部を補助している。補助率は3分の2で、1企業に対する上限額は500万円。2022年度は11件を支援した。

(8) 知財金融促進事業

中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を見える化して金融機関からの融資や経営支援につなげるため、以下の包括的な取組を実施した。

- ・知財ビジネス評価書の提供：中小企業の知的財産を活用したビジネスを評価した評価書を専門機関が作成し、金融機関に提供。
- ・知財ビジネス提案書の提供：提供した評価書を基に、金融機関と知財専門家が、経営課題に対する解決策を盛り込んだ提案書を作成し、中小企業に提供。2022年度は、評価書と提案書合計で89件作成。
- ・知財ビジネス評価書（目的別編）の作成：2021年度に策定した知財ビジネス評価書（基礎項目編）を基礎情報として、更なる評価・分析を行うにあたり、金融機関が行う支援目的別に有益な評価項目や分析観点を調査し、当該項目を知財ビジネス評価書（目的別編）ひな形として取りまとめるとともに、当該ひな形利用のための手引きも作成。
- ・普及啓発：ポータルサイトの運営やマニュアルの更新。

(9) 海外知財訴訟保険事業（補助金）

中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合のセーフティーネットとして、全国規模の中小企業を会員とした団体を通じて、海外知財訴訟費用保険に加入する際の掛金を補助している。補助率は2分の1（継続して2年目以降も本補助金の対象となる場合は、3分の1）。2022年度は37件を支援した。

(10) 中小企業知的財産支援事業（補助金）

地域における知財支援体制の構築や連携強化を通じて知財支援力を向上するため、地域の先導的な知財の取組を補助している。2022年度は10件の取組を支援した。

(11) 地域知財普及啓発推進事業

ビジネスや経営における知的財産の重要性に気付いていない中堅・中小企業を対象に、経営における知的財産戦略等の普及啓発を目的とした「つながる特許庁」を、2022年度には全国6地域、6都市で開催した。

2022年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、会場での検温やアルコール消毒の実施、接触確認アプリ（COCOA）のインストールを推奨したほか、各開催都市のイベント開催指針にのっとり開催した。

開催地域における産業特性や重点施策・課題を踏まえて、地域のニーズに沿ったテーマを設定し、経済産業局等の知的財産室や地域の支援機関等との連携を図ることで、効率的かつ波及効果の高い普及啓発イベントを行った。

(12) 産業財産権専門官

特許庁職員である産業財産権専門官は、従来は全国の中企業等への個別訪問や中小企業や支援機関等を対象としたセミナーの講師等を通じて、知的財産制度及び各種支援施策に関する普及啓発を行っていたが、2020年度からは、第2次地域知財活性化行動計画に基づき、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局の知的財産室並びにINPITと連携し、地域未来牽引企業や戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）採択企業、ベンチャー企業等のポテンシャルの高い企業をターゲットに、知財戦略構築のためのハンズオン支援を実施している。具体的には、企業の成長プロセスや知財活用ステージに応じた制度・施策の選択・組合せの提案、INPITと連携した課題に応じた専門家の派遣やフォローアップ等を通じて、企業の「稼ぐ力」のステップアップを狙う取組を実施している。

その他、知財活用の効果が見込まれる地域未来牽引企業等の企業を対象にしたセミナー等も実施して、知的財産制度及び各種支援施策に関する普及啓発を行っている。

◇2022年度実績

中小企業等へのハンズオン支援 277社
知的財産セミナー・研修会講師 36回

(13) INPIT-KANSAI

特許庁及び特許庁所管の独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）は、「政府関係機関の地方移転に関する今後の取組について」（2016年9月、まち・ひと・しごと創生本部決定）を踏まえ、2017年7月に「INPIT近畿統括本部」（INPIT-KANSAI）を、「グランフロント大阪」（大阪市北区）に開設した。同本部では、地元自治体や地域の支援機関等とも密接に連携しながら、近畿地域の中堅・中小企業等の事業成長のための知財支援を展開するため、（1）ビジネス・知財総合戦略に関する専門的な支援、（2）特許審査官による「出張面接」の実施サポート、（3）高度検索用端末による産業財産権情報の提供、（4）地元自治体や地域の関係機関のネットワークを活用した情報提供、各種セミナーの共同開催及び講師派遣など多面的な支援を実施している。

(14) スタートアップ支援に関する取組

特許庁では、スタートアップに対して知財に関する情報を的確に発信し、知財意識の向上を図るとともに、スタートアップ特有の知財面の課題を解決すべく各種施策を実施している。

知財アクセラレーションプログラム「IPAS」では、主に創業期のスタートアップを対象に、ベンチャーキャピタル経験者・ビジネスコンサルタント等のビジネスの専門家と、弁理士・弁護士等の知財専門家からなる知財メンタリングチームを派遣し、スタートアップのビジネスの成長を後押しする知財戦略の構築や知財の取得に向けた支援を行っている。本事業により、知財を活用してビジネスを成長させるスタートアップの創出を図るとともに、成果を広く普及することでスタートアップに対する知財支援の活性化を促進する。2022年度までに、IPASでの支援で得られた知見を踏まえて作成した、「知財戦略支援から見えたスタートアップがつまづく14の課題とその対応策」、「IPASを通して見えた知財メンタリングの基礎」、「IPAS運営の手引き」、「スタートアップを成功に導く～コーチング、起業戦略、事業戦略、資金調達・財務戦略、事業戦略に基づく知財戦略、交渉学～」という4種類の事例集・手引きを公表している。

また、特許庁では、スタートアップが知財に取り組むきっかけとなるよう、スタートアップ向け知財コミュニティ

の構築を推進しており、スタートアップが「まず見るサイト」、知財専門家と「つながるサイト」を目指した知財ポータルサイト「IP BASE」（<https://ipbase.go.jp/>）を運営している。IP BASEでは、先輩CEOのインタビュー記事や上記事例集・手引きなど、スタートアップの知財意識向上を図るための魅力的なコンテンツを掲載している。また、IP BASE主催イベントやオンライン勉強会を開催し、スタートアップコミュニティに知財の重要性を発信している。さらに、スタートアップ及びスタートアップに関わる関係者の知財に関する取組について、先進性、斬新性等の観点から高く評価された個人・組織を表彰する「IP BASE AWARD」を実施し、2023年3月には「第4回 IP BASE AWARD」を開催した。

その他、特許審査に関するスタートアップ支援策として、一定の要件を満たす企業を対象に「面接活用早期審査」及び「スーパー早期審査」や、国内特許出願、PCT国際出願の手数料等を軽減する措置を実施している。

(15) IPランドスケープ支援事業

「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせた分析を行い、中小企業等の抱える経営や事業の課題に対して、強みを活かした解決策の提案を行うIPランドスケープ支援事業を実施した。

2022年度は、5回の公募を実施し、採択された中小企業等の経営や事業上の課題、例えば、「ビジネスの方向性」、「技術の新たな用途展開先」、「連携相手候補の探索」等の課題を持つ中小企業等に対して、市場情報と知財情報とを組み合わせた分析を行い、解決策の提案を行った（2022年度実績：107件）。

(16) スタートアップ設立に向けた外国出願支援事業

スタートアップへのライセンス等を通じ、自身の研究成果のグローバルな事業化を目指す者に対し、外国出願（特許）にかかる費用（外国特許庁への納付手数料、国内・現地代理人費用、翻訳費用）の一部を補助している。補助率は2分の1で、1企業に対する上限額は、150万円。2022年度は38件を支援した。

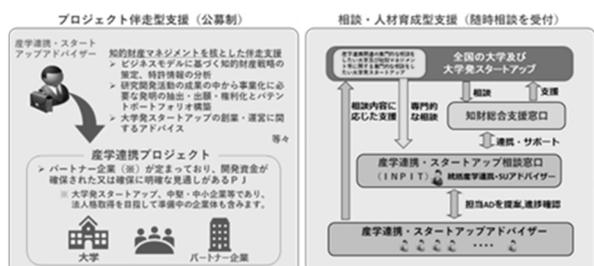
3. 2. 大学等に対する支援

(1) 産学連携・スタートアップアドバイザー事業

I N P I Tは、産学連携活動を展開する大学、及び大学発スタートアップを含むパートナー企業に知的財産の専門家を派遣し、両者が推進する産学連携プロジェクトに対し知的財産マネジメントを核とする伴走支援を行い、研究成果の迅速な社会実装を図る「プロジェクト伴走型支援」と大学等からの産学連携に関する相談を受け付け、課題解決への支援を通して産学連携スタッフのレベルアップを目指す「相談・人材育成型支援」の2つのスキームを実施している（参照：図7）。

◇2022年度派遣実績 17大学 20プロジェクト（プロジェクト伴走型支援）、38大学 142件の支援を実施（相談・人材育成型支援）。

図7 産学連携・スタートアップアドバイザー事業の概要



（2）知財戦略デザイナー派遣事業

特許庁では、2019年度から大学の「知」の取り扱いに精通した知財戦略デザイナーが大学のURA（リサーチ・アドミニストレーター）を始めとする研究支援担当者とチームを組み、知的財産権の保護が図られていない研究成果の発掘を行う事業を実施している。知財戦略デザイナーは、研究者との対話を通じて、従来技術と比較した研究内容の強みを明らかにし、研究成果が大きく花開く、例えば共同研究への発展や事業化などの未来展望を研究者に提案している。そして、研究者が目指す未来を実現するため、研究成果を公表するタイミングなどと絡めて、保護すべき研究成果や知財取得のタイミングなどの知的財産戦略を研究者目線でデザインして、知的財産権の活用を通じた社会的価値・経済的価値の創出を支援している。

2022年度には、16名の知財戦略デザイナーを22大学に派遣した。

3. 3. 知財活用全般に対する支援

（1）「知財経営支援ネットワーク」構築に向けた共同宣言

知財経営支援のコアである特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（I N P I T）、日本弁理士会と、日本商工会議所による「知財経営支援ネットワーク」を構築するために、2023年3月に、4者で共同宣言を发出了。今後、「知財経営支援ネットワーク」を通じて、地域の中小企業・スタートアップへの知財経営支援を強化・充実化し、地域の「稼ぐ力」の向上を後押ししていく。

（2）知財活用アクションプラン

特許庁・I N P I Tは、「中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン」「大学の知財活用アクションプラン」（2021年12月公表）について、イノベーションの加速化への貢献、知財経営の更なる定着化等を目的として2023年5月に改定版（「知財活用アクションプラン改定版」）を産業技術環境局・中小企業庁と合同で公表¹した。改定のポイントとして、（1）地域のニーズに即したきめ細かいワンストップ知財経営支援サービスの実現、（2）大学シーズを始めとする研究開発成果の社会実装までを実現する知財戦略の浸透、（3）経営戦略と知財戦略の一体化、を掲げており、更なる知財経営の定着に向け、これまでの各種施策を連動させて総合的に支援していく。

（3）知的財産プロデューサー派遣事業

競争的な公的資金が投入された研究開発コンソーシアムや大学には、革新的な研究成果の創出や国際競争力の向上が期待されている。我が国のイノベーションの促進に寄与することを目的とし、研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等を対象に、知的財産の視点から、成果の活用を見据えた戦略の策定、研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等を支援するため、I N P I Tは、企業での知的財産実務経験等を有する専門人材である知的財産プロデューサーを派遣している（参照：図8）。

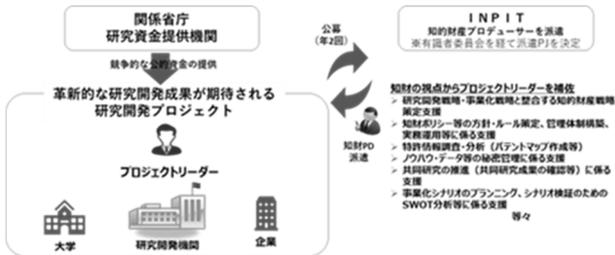
具体的には、プロジェクト初期では知財管理基盤の整備、研究開発戦略・知財戦略の策定の支援、プロジェクト推進期では戦略的な知財群の構築等知財マネジメントの推進

¹ 知財活用アクションプラン
<https://www.meti.go.jp/press/2023/05/20230524002/202305240>

の支援、プロジェクト終期ではプロジェクト全体で獲得した知的財産成果の総括と情報共有の支援、プロジェクト終了後の知的財産管理主体における知的財産管理・活用方法の確認・共有の支援を行っている。

◇2022年度派遣実績 48プロジェクト

図8 知的財産プロデューサー派遣事業の概要



（4）地域団体商標制度

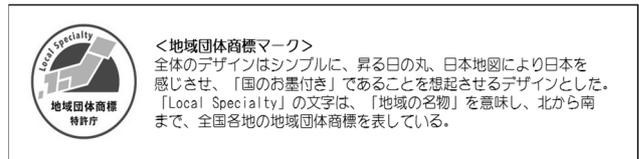
地域名と商品（サービス）名とを組み合わせた地域ブランドを商標権として、より適切に保護するため、2005年に商標法が一部改正され、2006年4月に、地域団体商標制度が施行された。

本制度は、地域の事業者団体による積極的な活用によって、地域経済の持続的な活性化につながることを目指し、導入されたものである。これにより、全国的な知名度を獲得した場合を除き、商標登録することができないものとされていた地域名と商品（サービス）名とを組み合わせた商標を、地域団体商標としてより早い段階で商標登録することが可能となり、模倣品を排除することができるようになった。商標登録された地域団体商標を有効に活用し、ブランド管理を徹底すること等によってブランド力を高めることで、発展段階の地域ブランドが全国的に認知されるブランドへと成長していくこと、そして、地域活性化につながっていくことが期待されている。

2023年3月末までに1,330件が出願され、750件について設定登録されている。

地域団体商標制度の更なる普及と地域団体商標産品（サービス）のブランド力向上を促すため、2018年1月に「地域団体商標マーク」を策定している（参照：図9）。「地域団体商標マーク」は、「地域の名物」が地域団体商標として特許庁に登録されていることを示す証として、231の団体に活用いただいている（2023年3月末時点）。

図9 地域団体商標マーク



本マークは、原則、地域団体商標に係る商標権を有する団体、団体の構成員及び団体から地域団体商標の使用許諾を受けた者のみが使用できるため、マークの有無による、第三者産品（サービス）との差別化に役立つとともに、商品のパッケージや印刷物、イベントの際等に、地域ブランドとして特許庁に登録されていることをPRするツールとして活用することで、第三者による商標権侵害を未然に防止する効果が期待される。

また、特許庁では地域団体商標制度の周知を図るため、2005年度から、制度の概要や審査・運用について、全国で説明会を実施している。あわせて、同制度の概要等について説明したパンフレットを配布し、利用者への制度の周知及び利用促進を図っている。

2023年3月には、地域団体商標制度の更なる普及を促すため、地域団体商標の出願相談や外国出願補助金などの制度に関する支援策、登録されている742件（2022年12月末時点）の地域団体商標の情報等を掲載した冊子「地域団体商標ガイドブック～カタログ編～2023」を作成し、各都道府県、市区町村、商工会・商工会議所、観光協会、地域団体商標を保有する団体等に配布し、対外的に広く普及活動を行っている。

（5）デザイン経営に関する取組

2017年度に経済産業省・特許庁が開催した「産業競争力とデザインを考える研究会」において取りまとめた『デザイン経営』宣言において、行政においても「デザイン経営」を実践していくことの必要性が提言されたことを受け、特許庁では、2018年8月に「デザイン統括責任者（CDO）」を設置し、その下に「デザイン経営プロジェクトチーム」を立ち上げ、デザイン経営を実践している。2022年度の取組は以下のとおりである。

① I-O-P-E-N¹プロジェクト

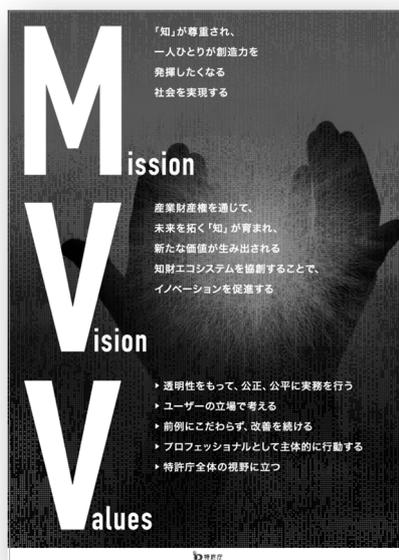
社会課題解決に取り組むスタートアップ企業、非営利法人、個人等のプレーヤーが、知財やビジネスに精通した専門家の伴走支援を受け、知財を活用しながら、社会課題解決を目指すプロジェクト。本プロジェクトの成果を、2025大阪・関西万博で世界に情報発信することを計画。2022年度は、上記伴走支援を新たに公募した上記プレーヤーに提供するとともに、これまでの支援実績を踏まえ、社会課題解決に取り組む際に役立つ知財に関わる知識やスキルの講義動画の作成、情報発信や、知財を活用して社会課題の解決に取り組む者同士がコミュニティを形成するためのプラットフォームづくりを実践。

② 中小企業支援

中小企業支援を共通項に、「支援施策の可能性の開拓」（テーマ1）と「デザイン経営と知的財産活動の普及啓発」（テーマ2）の2テーマで活動を実施。2022年度は、テーマ1では、産業財産権制度のステークホルダーへのリサーチによる課題把握、特許庁のミッション・ビジョンを踏まえた施策提案、テーマ2では、デザイン経営と知的財産活動の関係性の探究、企業等による取組事例の調査、デザイン経営実践支援ツールの開発等を実施。

③ デザイン経営の推進

特許庁内の職員へのデザイン思考の浸透を図り、職員によるデザイン経営の実践を推進するとともに、これらにより得た知見を、講演やイベント、パンフレット等により庁外に向けて情報発信することで社会全体のデザイン経営の推進を支援した。



¹ 知的財産 (Intellectual Property) とイノベーション

(Innovation) を自分自身 (I) が開いていき、人々の目から鱗が落ちる (Eye-Opening) という意味が込められている。